

着した船上の雜物を檢せしめた。嵯峨天皇弘仁十年能登國復讐したが、三月二日勅を賜うて、『倉庫已に罄き、賑贖するに物なし。宜しく借貸を加へ、以て其の急を救ふべし。班給の法は賑給の法に准ぜよ。』と宣うた。淳和天皇天長元年四月七日には、能登國に漂着した新羅琴二面・手韓銀二侯・對確二侯を朝集使に附して進めた。仁明天皇天長十年五月十一日、勅して能登等の諸國をして膂力の人を求めて貢進せしめた。相模節に角せしめる爲である。同天皇承和二年十二月二十日、能登國旱疫相仍り人民飢苦するを以て賑給を加へ、承和三年六月朔には、能登飢乏又賑給せられた。清和天皇の貞觀八年十一月十八日の勅に、『冠者惟異類に見る。之を著龜に求むるに、新羅の賊兵常に間隙を窺ふが爲にして、災變の發する唯斯の事に縁るといへり。夫れ災を未兆に攘ひ、賊を將來に遏むるは、唯是れ神明の冥助にして、豈人力の爲す所なりといはんや。宜しく能登等の國府をして、幣を邑境の諸神に班ち、以て鎮護の殊効を祈らしむべし。』とあり、貞觀十一年十二月九日には、能登國羽咋・能登・鳳至・珠洲四郡新附の百姓四百九十八人に一年を優復すとある。復とは課役雜徭悉く之を免するをいふのである。次いで宇多天皇寛平六年八月には、能登國が史生一員を停めて弩師を置き、九年正月廿五日諸國定額の采女を定めて四十七人とした時には、能登から一人を貢することになつた。

ノトノクニクマキノシヨウリツケンジヨウ  
能登國熊木立券狀 一卷。鹿島郡宮前久麻加夫郡阿良加志比古神社藏。用紙高さ二九種、毎紙幅三五種なるを纏立て、横糸を墨引して

記すが、卷初は切斷されてゐる。卷中に里邑の名・田數・戸數・楨釜の員數などを載せ、卷尾に『右依宜旨立券言上如件。貞應三年十月一日庄官公文代藤井吉弘・地頭内舍人藤原頼員・國使故位藤原朝臣兼員・官使右史生中原國章各在判』とある。多氣志・深浦・長浦などの邑名が見えるから、鹿島郡熊木庄の立券狀であらう。

ノトノクニシニイレイ 能登國神異例 一册。天保十五年羽咋郡神代神社の神主水野三春の著。橘守部が國史等に見える諸神社の靈異を記し考證した頃、その續篇として今現に諸國に在る神異を集める志があると聞いて、能登に於ける例を記したものである。

ノトノクニスズミサキエズ 能登國鈴三崎繪圖 天保四年三月須須神社の神主猿友友能の出版に係り、珠洲岬附近の繪圖で、暗礁の難を避けしめるが爲、諸國の廻船に領ち與へたものである。

ノトノクニデンスウモクロク 能登國田數目錄 (一)體裁―田數目錄は一に大田文ともいひ、國內公私田畠の面積、及び本家・領家・地頭の氏名を載せたもので、建久の頃からその名目が見え、貞應二年に至つて北條泰時が全國に之を徴した。能登に於いては、もと鹿島郡中島村與市の家藏であつた承久三年の注進に係る田數目錄があるが、それは泰時改令以前の最も貴重すべきものである。この文書は、初に能登國注進國中四郡庄郷保公田田數目錄とあり、次に庄・郷・院・村・浦・島・開發・加納等の八十六項を載せて、その田數と立券・檢注の年紀とを記してゐる。その田數とは町段を以て表した面積で、立券は庄田の査定、

檢注は公田の査定である。また最後に『右國中四郡庄郷保公田田數目錄如件。承久參年九月九日注進了。康應元年極月廿日』と記され、康應元年は傳寫の日附である。この目錄中に建治元年と書いた條が二所あるが、それは承久以後であるから、恐らくは轉寫の際の誤謬であらう。本書に載せられる庄郷保名には、

羽咋郡に家田庄・大泉庄・志雄庄・加茂庄・土田庄・羽咋正院・堀松庄・菅原庄・大田富永保・志雄保・駒前保・粟生保・大坂保・氣多社御新地・湊保・志指見保・包(邑)智院・同庄・若部保・尾長保・甘田保・富來院・都智院があり、鹿島郡には上日庄・一書庄・八幡新庄・大屋庄内穴水保・三井保・良河院・高島庄・大吞庄・飯川保・高田保・万行保・酒井保・四柳保・大町保・金丸保・長澤保・小田中保・久江保・越曾郷・八田郷・南湯浦(浦浦力)保・能登島庄・奥原保・良川保・往留保・吉田保・三引保・與木院・笠師保・豐田保・熊來院があり、鳳至郡には町野庄・志津良庄・大屋庄内東保・同庄西保・鳳至院・櫛比庄・諸橋保があり、珠々(洲)郡には若山庄・珠々正院・下町野庄がある。その外若干の村・開發等も見える。

(二)價值―能登國田數目錄は、貞應二年の淡路國大田文に見る如く、本補地頭と新補地頭との交迭、守護と地頭との兼帯、領家一團進止等の例を稽へるに便なるものとその趣を異にし、史料として稍貧弱の感がないでもない。しかし、その價值の認むべきは、立券・檢注の年紀に存すること、大日本地名辭書に吉田東伍博士の夙く詳論した如くである。同書にいふ。今この各項を案ずるに、壽永以前から券契を具備したと思はれる庄園は、僅かに賀

茂庄・家田庄・大泉庄・志雄庄・上日庄・飯川保・若山庄・町野庄・櫛比庄・大屋庄の十ヶ所あるに過ぎぬ。その他の郷庄は、凡べて頼朝が幕府を創設した文治以降に至り、公田と私田とを混淆して立券・檢注したのである。而して更に子細にその十ヶ所を檢するに、賀茂庄は鴨社の御厨なるが故に之を除外し、後三條天皇延久年中記録所を置きて契券を檢し、且つその新置を停止せられたより以前の設定に係る莊園は、獨家田庄の一あるのみで、延久以後に私田立券の順に加つたことがわかる。此の如きは海内の大に於いてたゞ一斑であるが、以て全豹を窺ふことができると。この文書の地名を檢すると、亦能登の郡界に大なる異動があつたことがわかる。

ノトノクニデンスウモクロクカイ 能登國田數目錄解 承久三年に注進した能登國庄郷保公田田數目錄の解で、村岡良弼の著す所。明治三十年五月六月發行雜誌歴史地理第四卷五號・六號に記載せられる。

ノトノクニノウタ 能登國の歌 萬葉集第十六卷に能登國歌三首が載せられてゐる。増楯、熊來乃夜良爾、新羅斧墮入、和之、河毛但、勿鳴爲曾爾、浮出流夜登將見、和之。増楯、熊來酒屋爾、眞奴良爾奴、和之、佐須比立、率而來奈麻之乎、眞奴良爾奴、和之。所聞多爾乃、机之島能、小蝶乎、伊拾持來而、石以都追伎破夫利、早川爾洗濯、辛塩爾古胡登毛美、高坏爾盛、机爾立而、母爾奉都也、目豆兒乃眞、父爾猷都也、身女兒乃眞。是等固より後世正調の歌詞に比する時は、全くその選を異にするが、能登に於ける最古の俗謡として尊重すべく、又之によつて民俗の